

大刀契と即位儀礼

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/47987

大刀契と即位儀礼

笠井純一

皇位継承（就任）儀礼の成立をめぐる諸問題について、古代史研究が格段の前進をとげたのは、岡田精司氏の論文「大王就任儀礼の原形とその展開——即位と大嘗祭^{〔1〕}」を契機としてであった。この画期的研究によって、日本古来の大王位継承儀礼は「即位」であったこと、「大嘗祭」は古くからの服属儀礼^{〔2〕}新嘗を基盤として、持統朝に創始された新儀礼であることが、明快に指摘されたのである。しかし岡田論文には、発表後二度の改稿を経て、当初の構想をかなり変化した部分がある。すなわち初稿で、即位と並ぶ「王位就任儀礼」と明確に位置づけられた大嘗祭が、最新稿では「就任儀礼の一環をなす重要な儀礼ではあるが、本来は就任儀礼のものではなく」「即位後最初の神祭り」にすぎなかったとされている。そして、大嘗祭が「就任儀礼のように扱われるようになる」のは、八世紀末の桓武朝頃からであろうと推論されるのである。

大嘗祭がいつの時点から、王位継承儀礼の一部と見なされたかについて、筆者は岡田氏の見解の進展に、必ずしも賛成できないとの印象を抱いている。しかし、本稿では紙数の都合もあってこの問題に直接ふれることができないので、岡田氏が一貫して述べておられる一問題について、素朴な疑問を呈するに止めたい。それは、「即位」

の国際化に百済伝来の宝器がはたした役割についてである。

岡田氏がかつて、百済王権の包摂にともなう旧来の「即位」が国際化したため、新たに「伝統的祭祀様式」の就任儀礼が必要とされ、「大嘗祭」が創始された、との構想を述べられた。すなわち百済国の滅亡により、その王族らが大半渡来し、百済王のレガリアであつた宝剣（大刀契）は日本大王に献上された。これを受納した大王は、百済を従えた国際的君主に昇格したとの意識を持ち、従来は神祇祭祀として行われていた即位儀礼にも、国際的粉飾が施されたのである。大石良材氏の研究²⁾を引用してなされた叙上の考察は、かつての岡田説において、最も魅力にとむ部分の一つであつた。岡田氏が「大嘗祭」を王位就任儀礼の一部であると認められなくなった後も、「大刀契」は「即位」の国際化を促した重要な一契機と、みなされていることに変わりはない。

百済亡命貴族によつて大刀契が日本にもたらされたことは、恐らく事実であろう。そうであればそれは、百済滅亡の時点であるとし³⁾か考えられない。しかし大刀契は、渡来後直ちに大王に献上されたであろうか。仮に献上されたとしても、大王は直ちに、これを即位儀礼に包摂したであろうか。これについて筆者は、若干の疑念を禁じることができない。

まず、この宝器の伝来について考えるならば、渡来した宝器は豊璋王の手元にあつて、彼が高句麗に逃亡するとき、別途何者かの手により、弟の善光に伝えられたとされている。しかし日本に伝わったものは、本来的な百済王の「伝国璽」とは違うのではなからうか。豊璋逃亡の状況を、『旧唐書』劉仁軌伝について見れば、

余豊脱身而走。獲其宝劍。偽王子扶余忠勝忠志等率士女及倭衆并耽羅國使。一時並降。

とあつて、百済国王の「宝剣」もこの時、唐軍に奪われたのであつた。大石氏は「百済国王の宝器である宝剣はこの一振ではなかつたと思われる」とされるが、奪われたものは宝器中の優品であつたろうし、またその残余が

あれば、それは逃亡のさい、豊璋が携えたと考えるのが自然である。推定に過ぎるが、大刀契は日本における百済亡命政權⁽⁴⁾善光王のために、新たに作られた宝器であつた可能性も、全くないわけではない。

さて『日本書紀』天智三年(六六四)三月条は、白村江敗戦後の善光について次のように記している(以下、圈点筆者)。

以三_二百済王善光王等_二居于難波_一。

右の人名表記は独特で、「王」の衍字があるようにも思われるが、これはもとの記録に「百済善光王」とあり、持統朝に「百済王」の賜姓が行われた後、書紀編者が古い表記を完全に改めることなく、新知識で文飾した結果ではあるまいか。このほか『続日本紀』天平神護二年(七六六)六月壬子条(百済王敬福薨伝)にも、

高市岡本宮馭宇天皇御世。義慈王遣_二其子豊璋王及禪広王_一入侍。

とあつて、「善光(禪広)王」と明記した記事が散見するのは、単なる文飾とは考えにくく、彼が正式に「王」と呼ばれたことが、過去にあつたからであろう。恐らく天智三年当時の日本では、善光を真正の百済王と見ていたのである。正当な君主は、そのレガリアを保有せねばならない。唐軍に奪われたものとは別の「宝剣」が善光のもとに届けられたのは(或いは、新たに造作されたのかもしれないが)、六六三年八月(豊璋王の敗北・逃亡)から、翌年三月(善光王難波に居住)までの、約半年間のことであろう。

それではこの間の『日本書紀』には、百済王の「宝剣」に関係する記事が全く認められないであろうか。筆者は天智紀三年二月の、いわゆる「甲子の宣」に着目したい。

其大氏之氏上賜_二大刀_一。小氏之氏上賜_二小刀_一。其伴造等之氏上賜_二千楯弓矢_一。

このとき、冠位二十六階及び氏上・民部・家部が制定され、氏上に対して右の措置が取られることになった。

では、何故に「大刀」が有力な氏上⁽⁶⁾に付与されたのであろうか。関口裕子氏⁽⁷⁾は、「刀等武器の賜与が天皇による支配の承認であり、王権からの支配の委譲を意味した」とされ、成務紀に、

令諸国。以国郡立造長。県邑置稻置。並賜楯矛以爲表。

とみえる例（五年九月条）などを挙げて、大刀以下の賜与は単なる氏上の確定ではなく、王権が豪族の部民支配を承認したことを意味するとされる。無論、成務紀の記事は史実とは考えられず、「楯矛」は恐らく、甲子の宣の「干楯弓矢」の反映であろうが、関口氏の指摘されたような武器一般に関する通念が、古代社会に存在したことは承認されよう。ただ問題は、天智朝に制定された氏上の象徴物が、なぜ「大刀」であつたかということである。「甲子の宣」についての研究は数多いが、それが発せられた時点が、善光王難波居住の直前であつたことは、もつと注意されてよい。恐らくこの頃、善光の手元に「宝剣」が存したことがひとつの刺激となつて、諸々の氏上にもこれに類する象徴物を付与することを、天智が構想したからではなからうか。

ここで問題となるのは、大石氏や岡田氏が想定されたように、大刀契がこの頃、善光から天智に「献上」されたのかという問題である。大石氏によれば、天智は従来の「宝鏡」に加え、新しく獲得した「宝剣」を王位の象徴とし、「日本兼百済国王」の地位に就いたとされるのだが（即位が遅れた事情も新方式と関係があろうとされる）、いかがであらうか。

筆者には、そのようなことは有り得ないように思われる。なぜならば、もし、天智が善光の所持する「宝剣」を召し上げ、皇位継承儀礼でそれを用いたとすると、それは自らを、百済王族は勿論、大小の氏上とも近似した格付けに置くことになるからである。天智の即位は六六八年（称制七）だが、既にこの時点で、大小の氏上は「大刀」以下のシンボルを付与されていた。ここで天智が新たに、善広が所持していたことが明白な大刀契（しかも

それは、本来の「伝国璽」ではない可能性が高かった⁽⁸⁾」をレガリアの一部と公言するならば、大王の權威は相対的なものに低下してしまうであろう。大石氏が考えられたように、もしこれまで大王家に伝世「宝剣」が無く、大刀契を取り込んで宝器としたのだとすると尚更であるが、それが存在した場合でも、大刀契の渡来直後にこれを重視・包摂すれば、伝世のレガリアを相対化させることになりはしまいか。なぜならば大王家「宝剣」の伝来がもし古くからであったとしても、それが「草薙剣」として注目を浴びるのは、やはりこの王權確立期、天智・天武朝を待たねばならないからである。

すなわち天智紀七年是歳条によれば、沙門道行が草薙剣を盗み出し、新羅に逃亡しようとしたが、暴風雨に遮られて果たせなかった。また天武紀朱鳥元年（六八六）六月戊寅条にも次のように見える。

ト天皇病ニ祟ニ草薙剣。即日。送置_二于尾張国熱田社_一。

この剣の所在について、元々熱田社にあったものが盗まれ、一時的に宮中に置かれていたのか、また本来尾張にはなく、朱鳥元年まで宮中にあったかについては議論が分かれるが、前者であれば道行が盗んで新羅に逃走する必然性が乏しく、王位の象徴物として朱鳥元年まで、宮中に置かれていたと考えるほうが妥当であろう。当時の宮廷において「剣」が重視されていたからこそ、道行のような行動をとる人物もあらわれたのである。

大刀契が善広の手に渡ったことによって、天皇も百済王の宝器以上の「宝剣」を保有していることを、誇示する必要があったのではあるまいか。伝世の剣を「草薙剣」と称して神話的粉飾を凝らしたのはこの頃といえ、また大小の氏上には新たに「大刀」を賜与して百済王に準ずる地位を与え、天皇を頂点とする身分秩序の編成をはかったであろう。

では、「大刀契」が皇位継承にさいして用いられるようになった時期は、いつであろうか。この宝物の名が史料

上に現れるのは、平安初期を待たねばならない。すなわちその初見は、『小右記』長和五年（二〇一六）正月二十日条に言及される、「天長十年記」である。

讓位式従大納言許被見送也、先是六固〔箇〕度被送、聊有一両疑、改直亦被送也、伝国璽不知何物、仍尋其事、天長十年記見大刀契〔契〕、仍件就〔記カ〕昨日送之、即載或〔式〕文了、

右によれば、天長十年（八三三）の淳和讓位に際し、「大刀契」が新帝仁明に譲られたことはほぼ確実である。しかし伴信友によれば、⁽¹⁰⁾その初見は桓武崩御・平城踐祚の時点までさかのぼる。すなわち、『日本後紀』大同元年三月辛巳条にみえる「次璽并劍横奉東宮。」について、彼は次のように論じている。

この劍櫃は、大刀契の事なり、下に挙る証文どもの中につきて考合せて推知るべし、踐祚の時神宝に副て、大刀契を奉れる事の、史に見えたるは、此御時ぞ始なる、

事実、信友も引用する『儀式』第五、讓国儀条⁽¹¹⁾には、

今帝下^レ自^二南階^一去^レ階一許丈拜舞訖歩行帰列内侍持^二節劍^一追従所司供^二奉御輿^一皇帝辞而不^レ駕衛陣警蹕少納言一人率^二大舍人等^一持^二伝国璽櫃^一追従次少納言一人率^二大舍人闌司等^一持^二鈴印鑰等^一進^二於今上御所^一次近衛少将率^二近衛等^一持^二供御雜器^一進^二同所^一訖今上御^二春宮坊^一諸衛警蹕侍衛如^レ常

とみえ、また『江家次第』第十四、踐祚上、御讓位条⁽¹²⁾にも、

新帝下^レ拜舞、〔雨義於^二宜陽殿西庇^一拜舞、晴去^レ階一丈〕内侍等以^二神璽等^一相^二従新帝^一、就^二御在所^一奉^レ置、内侍被^レ奉^二御衣笏^一、〔入^レ宮居^レ机有^レ覆女官等昇^一〕少納言〔二人、大舍人〕持^二伝国璽櫃^一追従、少納言〔大舍人闌司持^二鈴印^一、進^二今上御在所^一〕少将持^二供御雜器^一進^レ之、近衛始^二警蹕^一、

とあって、「神璽」とは別個に「伝国璽櫃」が新帝に伝えられている。平城踐祚に登場する「劍横」が、「大刀契」

であつた蓋然性は高い。「大刀契」と表記されるのは後世であつても、その承継は既に平城朝に始まつていた。けれどもこの宝剣は、桓武以前の史料には片鱗すら現れないのである。もし天智朝に大刀契がレガリアの一部となつたのであれば、平安初期までこれを記載した文献が現れないのは、まことに不可解といふべきではなからうか。信友は、大刀契を「神功皇后の御時、百済国より献れる剣二柄」と結論づける一方、これらが天皇家の重宝と見なされた時期について、次のように注するのである。

さばかり重器とせらるゝ此物の事の、令に見えざるをおもふに、大宝養老の令制より、後に出来たるものにして、さらに三神器に比ふべきものにはあらず、さて其は何の頃造り備へ始めたりけむと推察らるゝ考もあれど、たやすければいはず、

信友は慎重に自説の展開を避けるが、大刀契の重用が令制より新しいとの考えは、傾聴すべきではなからうか。軽率の誹りを免れないが、筆者は大刀契の即位儀礼へのとりこみを、桓武朝以後であろうと推定する。

桓武は、父光仁を新王朝の創始者とみなし、「郊祀」など異国的祭祀を、積極的に採り入れた⁽¹³⁾。また母の高野新笠が百済系渡来人であるところから、「百済王等は朕が外戚」と公称し、彼等と特に緊密な關係を保つていた⁽¹⁵⁾。しかし新笠は百済王氏の出身ではなく、百済系渡来人の中では、全くの傍流に属する。しかも当時の日本貴族社会の一部には、朝鮮系渡来人を「蕃人」と見なす風潮も根強く存在した⁽¹⁷⁾。このような背景があつたればこそ、桓武は「卑母」の家系を百済王族に結び付け、この負の要因を逆利用して、權威の確立をはかる必要があつた。天智の直系であるとともに、百済王家の血統をも引いた自己を、桓武は強く主張しようとしたのである。その彼が「親族」百済王氏から重代の宝剣を召し上げ、皇位継承儀礼に用いたとみなしても、さほどの違和感は存在しない。

ここで、これまでとは別の角度からこの問題にふれておきたい。仮に天智が大刀契を嘉納してレガリアの一部

としたとしても、天武はそれを素直に継承したであろうか。平野邦雄⁽¹⁸⁾氏が指摘されたように、百済系渡来人への処遇は、両朝で大きな違いがある。「天武天皇の帰化氏族への依存度はきわめて高いにもかかわらず、百済の新帰化人の名はついにひとりもみえないことは注目すべきである。天皇は白村江の敗戦にかんがみ、しきりに遣新羅使をつかわし、新羅仏教を輸入し、新羅との国交回復につとめている。帰化人にたいしても、百済人を登用せず、反天智政策をとった」のであるとすれば、「百済王の宝器」を、天武やその後継者が重視する可能性は、乏しいように思われるのである。

津令時代の即位儀礼が、著しく国際的色彩を帯びていたことは、周知の事実である。しかし右に記したように、それは大刀契の将来とは、特に結びつかないにも思われる。おくれげながら律令制を採用し、「東方の小帝⁽¹⁹⁾国」となった日本は、異邦の王権を包摂したか否かに関わりなく、その王位継承儀礼を国際化させる必要があったのではなからうか。夙に三浦周行⁽¹⁹⁾によって指摘された事実であるが、天皇は「大嘗祭」においてさえ、異国的な「礼服」を着用して儀式に臨むのである。奈良時代の大嘗祭は、伝統的祭祀様式で行われたとは、必ずしも言い切れない。筆者はこのような大嘗祭が純和風の儀式となり、異国的な即位と対称的にとらえられるのは、平安初期のことではないかと考えているが、残された諸問題については、後日あらためて論じてみたい。

注

(1) 岡田論文は一九八三年に初稿(A)が発表され、その後二冊の編著書(B・C)に収録された。このうち、論旨に大きな進展があったのは、BからCへの改稿である。

A、『日本史研究』二四五号(一九八三年)。

B、岩井忠熊・岡田精司編『天皇代替り儀式の歴史的展開―即位儀と大嘗祭』（柏書房、一九八九年）。

C、岡田精司著『古代祭祀の史的研究』（塙書房、一九九二年）。

(2) 大石良材「大刀契―平安時代における神器観―」（『平安博物館研究紀要』四、一九七一年。のち『日本王権の成立』（塙書房、一九七五年、に収録）。

(3) 大刀契の渡来年代については、別説も存在する。後述のように伴信友は、「神功皇后の御時」に渡来したと考証する。また藺田香融氏にも異説があるが（注（8）参照）、筆者は岡田氏に従って、百済滅亡時の渡来と考えたい。

(4) 利光三津夫「百済亡命政権考」（『律令制とその周辺』慶応通信、一九六七年）では、亡命政権が天智三年に樹立された、との解釈が示されている。

(5) 国史大系本の頭註にも「王、通証云疑衍」と示されている。

(6) 『古語拾遺』によれば、大氏とは後の朝臣氏族、小氏は宿禰、伴造等は忌寸以下に相当する。

(7) 関口裕子「大化改新」批判による律令制成立過程の再構成（上）―人民把握成立過程を中心に―」（『日本史研究』一三二号、一九七三年）。

(8) 後世の史料であるが、鎌倉期（文永・弘安頃）の成立という『塵袋』八には、大刀契について次のような注目すべき記載がある（『日本古典全集』本による）。

大刀ノ中ニ靈劔ニアリ。百済国ヨリタテマツル所也。一ヲバ三公戦闘ノ劔ト名ク。又將軍ノ劔トモ、破敵ノ劔トモ云フ。護身ノ劔ハ疾病邪氣ヲノゾク。劔ノ左ニハ日形、南斗ノ六星、朱雀ノ形、青龍ノ形ヲ図ス。右ニハ月形、北斗七星、玄武形、白虎ノ形ヲ図ス。破敵ノ劔ニハ、左ニハ三皇五帝ノ形、南斗ノ六星、青龍ノ形チ、西王母ガ兵刃符ヲ図ス。右ニハ北極ノ五星、北斗七星、白虎ノ形、老子破敵ノ符ヲ図ス。又護身ノ劔ノ銘アリ。カノ銘ニ云ク。

歳在庚申正月、百済所造三七練刀。南斗、北斗、左青龍、右白虎、前朱雀、後玄武。避深不祥、百福会就、年齢延長、万歳無極。

大石氏は、鎌倉以降の伝承について、大刀契の「実物に即いて述べたものではないから、ますますその実態から離れたものとなった」とされるが、護身劔の銘文の一部は、『中右記』寛治八年（一〇九四）十一月二日条の、「節刀」

残欠銘に次のようにみえていて、あながち造作とも言い切れないように思われる（『増補史料大成』本『中右記』一に
よった）。

一柄 長二尺二寸、峯ニ有銘文云、後玄、（此字以下焼損不見）北斗左青龍右白虎、（此上文損不見也、中央間ニ
有此字許也）（以下略）。

但し右の「靈劍」は、天徳四年（九六〇）に内裏が焼けた時、新しく作られたものである。けれども『中右記』同日条の裏書にはまた、

件靈劍二柄図、權中將顯実朝臣所被持也（之歟）、彼家相伝也、明経（法歟）博士允亮所抄政事要略（百卅卷云々、）
中詳見也、為一本書、不在他家、

とみえている。『政事要略』の成立は十一世紀初頭であるが、藤原顯実の家には別に相伝の秘図があったといい、これには天徳の焼亡以前の状態が伝えられていた可能性も捨て切れない。また同日条には、大刀契が焼損した場合、改鑄は必ず庚申の日に行うべきことが記されているが、信友によればそれは、銘文の「歳在庚申正月」を、日の干支に取り違えたからであろうという。そこでもしこの銘文に、幾許かの信を置くことができるならば、その文言「歳在庚申正月、百済所造三七練刀」は、誠に興味深い記事といわねばならない。なぜなら、庚申年とは恐らく六六〇年（斉明六）であり、威徳王が唐軍に降伏したのはこの年七月である。百済滅亡に関連して宝剣が伝来し、しかもそれは比較的「新作」の宝器であったと、日本の朝廷では認識されていたのではあるまいか。

蘭田香融氏はこの史料を引用し、「護身剣が四、五世紀の頃、百済から贈呈されたものであろうことは、ほぼ疑いあるまい」とされるが（『護り刀考』『伝承文化研究』創刊号、一九六四年。のち『日本古代の貴族と地方豪族』塙書房、一九九二年、に収録）、右のように考えるのも一案ではなからうか。

(9) 『大日本古記録』本『小右記』四による。なお、これは三条天皇讓位に際しての記事である。

(10) 伴信友「大刀契考」（『伴信友全集』第二巻、一九〇七年）による。

(11) 『新訂増補故実叢書』本『儀式』一四九頁による。なお、内侍の持つ「節劍」について、信友が引用する『儀式』の文は「璽劍」に作っている。いずれが正しいかは後考を待ちたい。

(12) 『新訂増補故実叢書』本『江家次第』三九五頁による。

- (13) 瀧川政次郎「革命思想と長岡遷都」(『京制並に都城制の研究』角川書店、一九六七年)。
- (14) 『続日本紀』延暦九年二月甲午条所引の詔書。同年には、前年十二月に死去した桓武の母高野新笠に対して「皇太后」の尊号を追上し(九年正月壬子条)、また新笠の父母に対しても「正一位」を追贈する(十二月壬辰朔条)などの施策が際立っている。
- (15) 桓武朝から仁明朝に至る時期(但し、平城を除く)には、百済王氏出身の妃が頻出する。今井啓一「天子後宮における百済王氏の女人」(『百済王敬福』綜芸舎、一九八五年改定版)参照。
- (16) 高野新笠の父和史乙繼は、武寧王の子純陀太子の後裔といわれるが(『続日本紀』延暦九年正月壬子条、高野新笠崩伝)、奈良時代の下級官人に過ぎず、無論百済王氏の一員ではない。しかしこのような事実がまた、桓武をして「百済王のレガリア」獲得に向かわせたのではあるまいか。
- (17) 例えば『日本後紀』延暦二十三年四月辛未条の、中納言和朝臣家麻呂薨伝には「蕃人入三相府。自レ此始焉。可レ謂二入位有レ余。天爵不レ足。」などといった文言が連ねられている。一方、弘仁六年正月己卯条に掲げられた少僧都如宝の卒伝は、「大唐人。(中略)局量宏遠。有二大国之風。」とあって対照的である。なお『日本後紀』には、特色ある評伝をもつ薨卒伝が散見するが、百済王氏のそれは極めて簡略である。その理由については後考を待ちたい。
- (18) 平野邦雄「畿内の帰化人」(『古代の日本』5 近畿、角川書店、一九七〇年)。
- (19) 三浦周行『即位礼と大嘗祭』(京都府教育会、一九一四年。神社新報社、一九八七年復刊)。